



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	地域農業構造改革と農業法人の可能性(2001年度秋季大会シンポジウム『担い手としての農業法人の可能性』)
Author(s)	黒澤, 不二男
Citation	北海道農業経済研究, 11(2), 14-19
Issue Date	2004-01-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63521
Type	journal article
File Information	KJ00006912221.pdf



[報 告] 2001 年度秋季大会シンポジウム

地域農業構造改革と農業法人の可能性

黒 澤 不二男 *

I はじめに

新「食料・農業・農村基本法」制定に先だって、そのフレームとなった「基本問題調査会答申」(平成10年9月)の中で、農業生産のいわゆる「担い手」については、以下のように「意欲ある多様な担い手の確保・育成と農業経営の発展」という章節を起こして、そこでの前文で以下のように論及している。

「……………我が国の農業は家族農業経営を中心に展開されてきた。今後も家族農業経営が我が国農業の主流を占めるものと考えられる。しかし、農業者の減少・高齢化が急速に進行する中で、これからの我が国農業を担っていく経営主体の発展を促すため、地域の実情に即して法人経営など多様な経営形態の展開を図るとともに、あらゆる就農ルートを通じて多様な人材を確保し、これを育成する必要がある。」

この答申でも、秋田県立大学の佐藤了氏が指摘するように「農業生産の担い手論」には、近年、二つの傾向が現れている。一つは、農業生産・地域農業・地域資源マネジメントならびに地域定住の担い手など、農家が機能分化してきたという認識

を重視した多様かつ重層的担い手論である。いま一つは、生産面を取り上げるだけでなく、農業経営者機能を前面に押し出した農業経営者論の展開である。」という背景が色濃く反映していることが指摘できよう。

ただし、答申では章節の内容(①農業経営の法人化の推進、②サービス事業体、集落営農、第3セクター等の多様な担い手の確保、③新規就農の促進、④女性の地位の向上と役割の明確化、⑤高齢者の役割の明確化)に即してみると、佐藤氏の指摘する前者の「多様かつ重層的担い手」部分にウェイトがかかり、「農業経営者機能」については自明かつ必須の要件であるとの認識からか論及は少ない。

経営者機能に関わっては、担い手育成に果たす役割という観点から、「農業経営者機能の発展段階と周辺農業者に対するトレーナー的役割」について、重要視するものの一人であるが、この経営者機能論については別途アプローチしたいと考えている。

地域農業構造の主要な担い手に関しては、新規就農の動向やこれに対する種々の支援、また就農後の青年農業者に対する研修制度や現場における技術支援の具体例、あるいは女性の農業参画への対応などの取り組みの重要性は論をまたないが、

* (社)北海道地域農業研究所

この話題提供では、「多様かつ重層的担い手」のうち、担い手育成機能と法人化という視点で北海道における事例の中から地域構造改革と農業法人との関わりについて若干の提起してみたい。

Ⅱ 農業経営法人化をめぐる最近の背景

本道における農業生産法人は、ここ 10 数年着実に増加し、平成 12 年 1 月現在で 1,809 を数えている。このことは、現在のように農業をめぐる先行きが不透明の時だからこそ、農業経営の体質を強化し、その内容を充実させるべきだと考え、「法人化」をバネにして規模拡大、新しい技術方式導入や新部門の開始を検討する農業者が増加していることを物語っているとも考えられる。もちろん個別経営体のままでも経営体質の強化や高い経営目標実現は不可能ではないが、経営に参画する家族または構成員が明確な責任分担のもとにパートナーシップが発揮されて経営総体の活性化につながる体制・組織が法人経営体の特色とされており、同レベルの経営者能力と意欲のもとでなら、個別経営体よりも法人経営体の方がより可能性に

富んでいるとされている。この経営の内発的改善意志の高まりに加えて、法人の事業形態も作業受託や農畜産物の加工・販売分野などへの進出が著しいことも法人化を加速する要因となっている。

また、農水省では、先に触れた「答申」の中で現行の農地保有・利用が可能な農業生産法人の形態である「農事組合法人」や「有限会社」に加えて「株式会社」にも「投機的な農地の取得や地域社会のつながりを乱す懸念が少ないと考えられる形態、すなわち、地縁的な関係をベースにし、耕作者が主体である農業生産法人の一形態としてであって、かつ、これらの懸念を払拭するに足る実効性のある措置を講じることができるということで土地利用型農業への参入を可能にする方向を打ち出している。

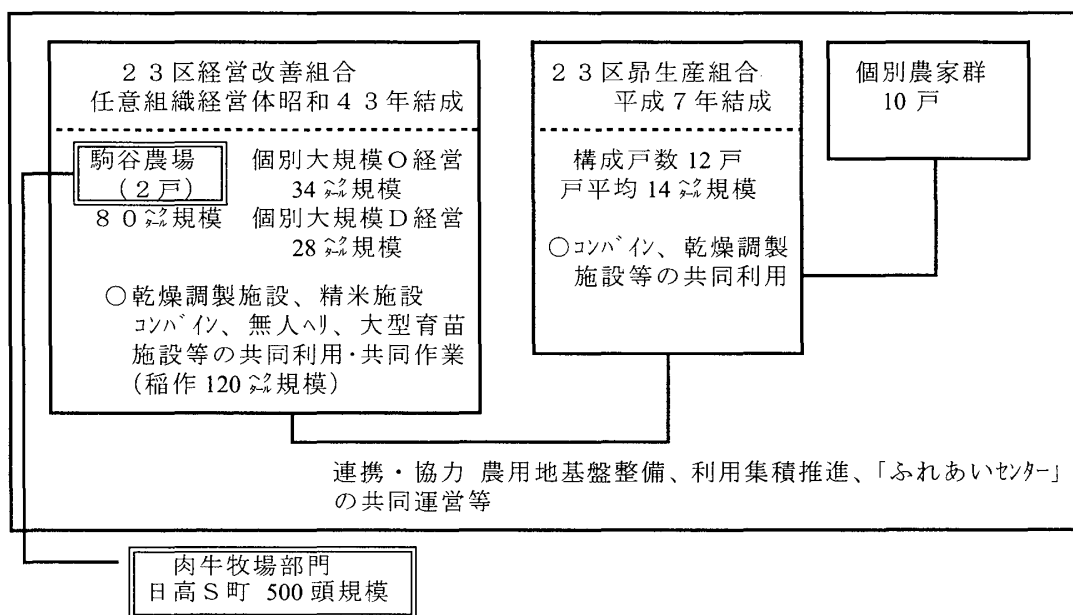
Ⅲ 事例に見る農業生産法人を核とした地域農業変革の萌芽

1. 集落営農と結合した農業生産法人の事例

……… 長沼町事例

南空知にあり、比較的面積規模の大きい稲作を

図 1. 2 3 区集落営農と農業生産法人の位置づけ



営む町村として知られる長沼町の平均経営面積規模は約 10ha であるが、兼業化や高齢化の進展などに伴い、集落内の活力が低下するとともに、労働力不足が顕在化し、地域内の農業生産額も減少してきた。また、後継者のいない農家が半数おり、近い将来は 1/3 の農家が農業をやめると予想され、担い手への農地集積が早急に必要になったことから、農地の権利移動を円滑に行うため、平成 4 年に農協が農地保有合理化法人の資格を取得。また併せて、町内に 31 ある行政区（30～70 戸程度の広がりを持つ集落）ごとに、意欲的な農家による農作業の受託農家グループを設立し、委託希望者の作業受託を行うとともに、将来的には農地の賃貸借によりその農家グループへの農地利用集積を図ることを通じ、地域の活性化と農業の体質強化を図るために、集落ぐるみの営農展開を志した。

1) 長沼町における集落営農の概況

農協では、各行政区の中で、作業受託作業等により規模拡大を図っていこうという専門的な担い手農家を自ら立候補させ、地域全員の同意のもとに、当該農家によるグループを組織化し、農協に登録する仕組みを採用した。農協は、町内の全農家から、農作業の受託及び農地の賃貸借希望を募り、それを原則として同じ集落内で登録されているグループに一括して任せ、グループでは話し合いにより、共同作業を行ったり、最もふさわしいと思われる者に割り当てるという仕組みを取った。

農協では、こうしたグループの育成を図ることを目的に、結成初年度に 30 万円の「用途を問わない」活動補助金を交付し、町がこうした集団を対象に、国や道の補助事業の適用を図るとともに、それでは対象とはならない機械施設の補助事業を創設し、必要な機械等の導入を推進した。上からの押しつけによる集団化は、過去に失敗事例が多いため、あくまで担い手農家からの自発的な申請

によってグループ化を進めたのが特徴であった。

9 年度までは各年 2 グループ程度であった設置数も、各地の取り組みが伝えられた 10 年度は、一挙に 10 地区でグループが設立されるなどし、11 年度末現在では、29 の集団が各行政区に設置されるに至った。先行グループの活動の一端をみてみよう。

「17 区グリーン営農集団」では、地区内の 28 戸の中から規模拡大に意欲的な 11 戸で組織しており、10 年度は水稻・小麦の収穫・乾燥調整や、大小豆の脱穀、心土破碎などの農作業を地区内外の農業者から受託しており、約 800 万円の作業受託料を得ている。また、農作業の受託を通して組織内にまとまりが生まれ、6～11 月には集団の構成員自らが生産した野菜などを近くの国道沿いで直売を開始し、現在では道の駅で常設店舗を設け、年間 4 千万円あまりの売り上げを得るなど、経営的にも大きな効果を上げている。

さらに同集団では、車で 30 分程度の札幌市内の団地において農産物の移動販売や交流会などを行っているほか、農産物の加工販売等にも取り組んでいる。こうした活動を経て、設立当初は約 20ha だった構成員の平均耕作面積も、現在では、借地を加え 25ha となっており、機械施設の有効利用に寄与している。

2) 農業生産法人と集落営農との重層的展開

この他、「23 区」では、集落の大多数の専業農家は、「昂（すばる）営農集団」の構成員として集落営農に参画、それ以外の専業大規模の 2 戸は農事組合法人の駒谷農場と任意組織経営体の「23 区経営改善組合」を構成して大規模稲作農業を展開している。このシステムの提唱は駒谷農場側から提起されており、その意味では地域農業変革の仕掛けが農業生産法人を核として展開された事例として位置づけられる。さらに図 1 によっても明らかのように、結果として 23 区集落全戸が集落

営農システムに関わっていることになり、機械作業の合理化や稲作コスト低減、転作の集団対応、基盤整備の受益グループとして統一戦線を形成しているかのように見受けられるのである。

2. 販売戦略から誕生した農業生産法人

……… 当麻町事例

1) 農業生産法人「有限会社当麻グリーンライフ」設立の経緯

平成2年に「安全なお米を直接消費者へ!」を合い言葉に設立された研究会組織「当麻グリーンライフ研究会」は、消費者ニーズの多様化に対応し、安定した生産と販売体制を確立する必要性に迫られていた。そこで管轄の上川中央地区普及センターが関係機関との連携のもとに、法人化のノウハウを蓄積しながら法人の設立誘導に取り組み、平成10年に法人化、その後の運営を積極的にサポートしている事例である。

2) 普及センターの活動経過とその内容

法人設立前の支援活動として、平成9年11月、それまでの研究会活動の1年を締めくくる総会において、北海道農業会議の専門家による講演を計画し、農業法人について初めての勉強会を実施した。法人化に向けて強い反対意見は無かったものの、これまでの個別経営への依存が強いこと、法人に対する知識が不十分であることを認識できた。

そこで、数度にわたり全体会議を実施することとし、法人参加への意志を確認することとした。また、合意形成を促すための資料として、研究会幹部から提出されるC Iプロジェクト（法人企業理念）の結果報告や設立後の経営シュミレーションを数パターン提供し、全体会議での協議のたたき台とした。

法人参加希望の農家は、平成9年度会員26戸から最終的に12戸となり、企業理念の「環境にやさしい有機農業」を一丸となって追求すること

し、事業内容は、農地を集約した有限会社組織とし、ブランドの「とっとき米」・野菜・畑作物・加工・アンテナショップ部門などに組み約5億円の売上高を目標とする経営体を目指すこととなった。

設立後のこの法人に対する普及センターの具体的な支援活動として、設立1期目は、法人設立直後に起こる問題点を明らかにすることを重点に、綿密な個別巡回ヒヤリングを実施している。

有機栽培技術については、先進農家の視察、研究機関との連携、民間農法指導者からのアドバイス等が行われた。一方、センタースタッフは積極的な情報収集を行うとともに、構成員の学習会に参加。決算期においては、総務担当者の会計業務を支援し、1年間の問題点を整理した資料を作成、社員総会に提出し、2期目に向けた協議の材料とした。

設立2期目は、1期目の課題解決を進めるため普及センター内での体制づくりを強化した。この法人を対象とした支援のための活動課題を設定し、プロジェクトチームによる支援活動を展開して現在に至っている。支援・助言の内容は、有機栽培技術、販売方法、労働日誌等の作業管理簿の作成等で、活動方法は、個別巡回、懇談会の実施、最新情報の提供、視察研修などのアドバイスである。

この取り組み事例は、とかく法人に対する活動が弱体、消極的だとされる普及指導活動の中にあって、若いスタッフが中心となって関係機関との密接な連携のもとに、支援活動に積極的に取り組んで、法人運営の円滑化や構成員農家の意識改善に寄与するものとして評価を受けている。

Ⅳ 地域農業構造改革の担い手として農業法人に期待されるもの

全国状況を見ても、地域農業の確立をめざした取り組みは、地域の実情により多様である。東北・北陸や九州などの稲作等を中心とした複合経営に取り組む専業的農家が多い地域では、比較的規模の大きい家族農業経営や農業生産法人が展開し、それを補完する形で稲作部門において集落営農組織や作業受託組織が共存している。

また、水稻単作の兼業農家が大半を占める地域では、集落営農組織や作業受託組織が中心となり地域農業の維持や農地保全、農業生産の効率化に大きな役割を果たしている。

こうした組織化の動きがない地域では、農業公社など第3セクターにより農地の保全に努めている。担い手が欠落した山間地域や都市地域では、集落1農場(特定農業法人等)の取り組みが生まれ、地域や地域農業の維持にとどまらず、農業経営としての展開をめざしている。

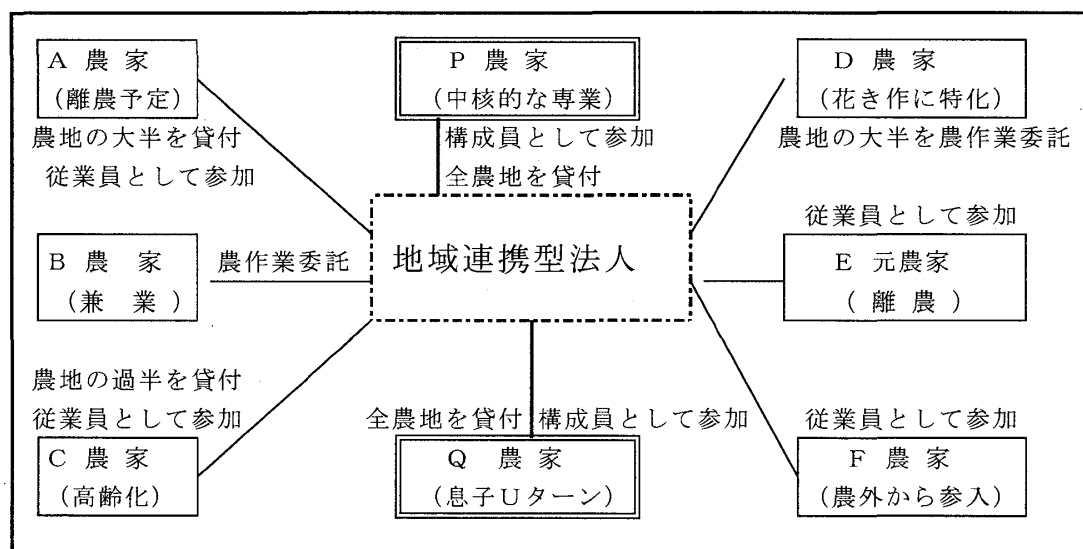
地域の実情により取り組みの契機(入り口)は、農業経営の担い手づくりを目標とするもののほか、

農作業の担い手、資源管理の担い手、地域の担い手づくりなど多様である。地域農業を確立する取り組みにおいては、農地など資源の維持・管理と農業経営の確立・展開を基本視点に、意欲ある担い手の確保・育成と地域農業のシステム化を基本課題とすることが必要であろう。

全国農業会議所が行った「経営者アンケート調査」によると、農業法人経営者や稲作経営者が現在直面している問題点として、生産面では「圃場の分散で効率が悪い」「農地の利用集積がうまくいかない」などがあげられている。また、販売面では「農産物の販売価格が安定しない」「販路拡大が進まない」が多く、経営面では「運転資金の資金繰りが難しい」「経営戦略のための情報不足」があげられている。

また、今後の経営戦略については、「農地の購入や貸借による規模拡大」「現状の規模を維持し生産コストを削減」「消費者との交流・産直の拡大」をあげており、そのほか、農業法人経営者が「加工・販売部門の拡大や観光農業の導入など経営の多角化」、稲作経営者が「有機米など有機・低農薬農産物の栽培」を多くあげている。

図2. 地域連携型法人の概念図



さらに、同調査による経営発展のために必要な支援措置について農業法人経営者は、「資金を借りる際の保証人や担保不足の対策」が最も多く、次いで「運転資金の円滑な融通」と、金融に関する支援措置が上位を占めている。

平成12年度に北海道農業会議が道農政部の委託を受け実施、地域農研が取りまとめを分担している「北海道の農業法人アンケート調査」によれば、経営を取り巻く課題の首位は運転資金と固定投資財源の手当問題となっている。

また、今後の「経営の基本戦略」としては、首位が「省力経営への志向」であり、第2位が「経営規模拡大」、第3位が「地域連携型経営」となっている。

この第3位の「地域連携型経営」というのがかつて道農政部が法人育成の主要な目標（期待する機能）としての地域におけるサポート機能（作業受託、農地の借り手、保全管理の主体、雇用主体、担い手のトレーニングの場）を持つ法人である。

まさに地域農業構造の中核を公益性をもちながら担うことを法人に期待するものであった。しかし、法人も法人自体の運営基盤の確立、構成員の生活自立という第一義の目標があり、特定の農業法人の「公益性の論理」を強要することは出来ないことは自明の理である。したがって果たすべき地域連携（サポート）機能も経営採算なり双務性の裏付けが必須である。

そのためには、「ヒト」、「モノ」、「カネ」、「技術」、「情報」について総合的に支援する措置として、①新規就農や農業への就職の促進による農業を担う幅広い人材の確保・養成に対する経済支援、②価格変動に対応する経営安定措置、③設備資金や運転資金の円滑な供給、④経営管理能力の向上や経営情報の提供などについて一層のバックアップ体制が必要となるのである。

参考文献

- [1] 食料・農業・農村基本問題調査会答申、1998.9
- [2] 北方農業4月号、北海道農業会議刊、2000.4.1
- [3] 地域農業再編下における支援システムのあり方、農林統計協会刊、1997.2
- [4] 平成10年度経営体育成コンクール事例集、全国農業改良普及協会、1999.3
- [5] 北海道における農業生産法人の動向と展開方向（第1年度報告）、北海道地域農研、2001.6
- [6] 地域と農業、第42号、北海道地域農研、2001.8